

法人設立オンライン・ワンストップ化検討会における検討状況①（電子定款認証関係）

【現状】公証人による定款認証



公証人役場

定款作成の真正 及び
内容の適法性審査

（事前相談・補正指示）

ドイツ等の先進国でも実施

法務省の検討方向

- ◎ 不正防止, 取引の安全保護のため, 公証人による定款の審査(認証)は必須
- ◎ 本人確認, 実在性の確認を確実にを行う方法のIT化・効率化
(公的個人認証制度やIT技術の活用)

「法による支配」が行き届いた安心・安全な日本という世界的評価の維持と法人設立手続のオンライン・ワンストップ化の両立を図る。

再生事務局の提案

- モデル定款導入により定款認証を一部撤廃

ダミー会社設立など不正な企業増加の懸念

- ・ パナマ文書, パラダイス文書
(イギリス領等でオフショア会社が多数設立・悪用の教訓)
- ・ 詐欺, 課税逃れに会社を利用

設立無効やコンプライアンス違反増加の懸念

- ・ 出資者や取引関係者が混乱

モデル定款制度の問題

① 「定款のひな型」と「モデル定款」は似て非なるもの

- ・ 「定款のひな型」は、飽くまで記載例であり、何らの法的効果はない。
- ・ 「モデル定款」は、定款認証を不要とする特別の法的地位を有する定款。




「モデル定款」は「定款のひな型」と本質的に異なる。

② 「モデル定款」は、不正な起業の抜け道をつくるもの

- ・ 「モデル定款」は、それさえ採用すれば、マウスをクリックするだけで、公証人の審査なしに、完全自動化した機械による審査のみで会社を設立できるというもの。



不正な起業を可能とする抜け道ができる。

- 
- ・ 経済大国であるドイツ・スイスでも定款認証制度がある。
 - ・ アメリカでもモデル定款はない。
 - ・ 「モデル定款」の導入よりも、定款認証の方法のIT化・合理化をすべき。

検討状況②（登記の処理時間・会社代表者印関係）

登記の処理時間



登記官の審査
(大規模庁 1~2週間)
設立の登記の実体的・手続的適法性を各種添付書類で確認

不特定多数に公示



信用の維持
取引の安全

商号	●●株式会社
本店	●市●町●番●号
目的	●●の経営
資本金の額	金●●万円
役員	取締役●●
	代表取締役●●

再生事務局の提案

モデル定款等を利用した完全自動化による即時審査完了

仮に虚偽の資本金をそのまま登記すると・・・

消費者詐欺等の被害発生

法務省の検討方向

- ・ 登記官の確認は必須
- ・ 設立登記の優先処理（3日以内）
- ・ IT技術による更なる効率化

会社代表者印の書面提出

法人設立オンライン・ワンストップ化検討会
印鑑提出の任意化の提案

法務省の検討方向

- ・ 書面で印鑑を提出 又は
- ・ 商業登記電子証明書取得請求
上記の選択制度を今後検討